

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が、自己都合を理由に入社後 1 か月以内に雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料の 50%を返却するものとする。

ただし、契約書や覚書で別途定めた場合は、こちらを優先する。

滋賀県草津市大路 1 丁目 1-1 エルティ草津 3F

株式会社ピープル

許可番号 25-ユ-300060

以上